

規 約

第1章 入会及び遵守事項

第1条 (入会)

本章は本法人定款第11条に基づき、社員としての入会に関する事項、及び社員としての禁止事項を定めるものである。

第2条 (入会申込)

所属する営業主の代表者の推薦を受ける（代表者の自薦は不要）ほか、入会を希望するものと同じ都道府県内の店舗に勤務する社員2名の推薦を受けた上「入会申込書」を理事長に提出するものとする。ただし、社員2名のうち1名を一般社団法人日本補聴器工業会社員に代えることができる。

2. 入会申込書は本法人が制定したものを使用する。

第3条 (推薦者の義務)

推薦者は、希望者が入会した後も本法人の定款及び倫理綱領等を遵守するように入会した社員に対して責任を負い、適切な助言を行わなければならない。

第4条 (所属店舗)

定款10条2)の店舗とは、補聴器の利用者を顧客として扱う常設店とする。

第5条 (入会審査)

理事長は入会希望者の所属予定の支部長、副支部長に意見を求め、理事会又はその委任を受けた常務理事会に入会審査を提議する。ただし、常務理事会で審査をした場合で支部長又は副支部長より入会に関し異議の申し立てがあったときは、入会審査を理事会で決議する。支部長及び副支部長は入会希望者の理念が本法人の理念に合致しているかどうかを主として意見を具申するものとする。

第6条 (入会の通知)

理事長は理事会又は常務理事会で決定された入会審査の結果を申請者に通知する。

第7条 (入会金及び会費の納入／社員の登録)

理事長から入会承認の通知を受けた者は、承認された日から30日以内に第2章に規定する入会金及び定款第12条別表第1に規定する会費を納入しなければならない。

2. 前項に係る納入日をもって入会希望者は本法人の社員資格を取得し、社員として登録される。

第8条 (入会の承認の取り消し)

入会を承認された日から30日以内に入会金を納付しない場合は、入

会承認を取り消す。理事長は入会希望者に入会取り消しを通知し、理事会又はその委任を受けた常務理事会にこの旨を報告する。

第9条（退会）

社員の任意退会は定款第14条に基づく。

2. 退会申込書は本法人が制定したものを使用する。
3. 第13条による制裁を科すべき責を負う可能性のある社員からの退会は理事会で決議する。

第10条（社員名簿）

社員名簿は、毎年4月1日現在で作成する。

第11条（変更届）

入会申込書記載事項に変更が生じた場合、営業主体の代表者又は社員は、理事長に対して「変更届」を提出しなければならない。ただし、「変更届」の書式は、「営業主体の代表者及び登録社員」のいずれかの変更に関するものと「店舗住所その他の登録事項」の変更に関するものとの2種類とする。

2. 「変更届」は本法人が制定したものを使用する。

第12条（社員の禁止事項）

社員は、次の行為をしてはならない。

- 1) 業務に関して知り得た顧客及びその家族の情報を他に漏らす行為。
- 2) 顧客に不利益となる行為。
- 3) 同業者である本法人社員、他団体またはそれらが提供する業務を不当に中傷、誹謗する行為。
- 4) 詐欺、欺瞞行為。
- 5) 会費その他本法人への負担金を滞納する行為。
- 6) 入会申込書、変更届に販売店舗その他虚偽の内容を申告する行為。
- 7) 本法人の名誉・信用を著しく傷つける行為。
- 8) その他前号各号に準ずる行為。

第13条（制裁）

社員が本法人の定款、憲章、倫理綱領に違反し、また第12条に定める事由の一つに該当し違反した場合には、違反の態様の程度に応じて、社員に対して次のとおり制裁を科すものとする。ただし、除名の場合には社員総会で、その他の場合には理事会で弁明の機会を与えなければならない。

- 1) 除名
- 2) 30日以上1年以内の社員資格の停止
- 3) 300万円以下の制裁金
- 4) 戒告

第14条（除名）

第12条の禁止事項に抵触する社員の重大な違反行為の場合には、法の規定により、販売倫理委員会がその違反行為を審議し、理事会の承認を得て、社員総会の決議をもって当該社員を除名することができる。

2. 除名が決議されたときは、理事長はその社員および営業主体の代表者に通知するとともに、機関誌に告知し記者発表することができる。
3. 社員であった者が除名に該当すると判断された場合、理事会の承認を得て機関誌に告知し記者発表することができる。

第15条（社員資格停止）

- 社員の違反行為の程度が社員資格停止に該当するときには、販売倫理委員会がその違反行為を審議し、理事会の決議により30日以上1年以内の範囲で期間を定めて社員の資格停止処分にすることができる。
2. 社員資格停止処分決議がなされたとき、その停止期間中、当該社員は社員としての権利行為をすることができない。
 3. 社員資格停止の決議がなされたときは、理事長はその社員および営業主体の代表者に通知するとともに機関誌に広告し記者発表することができる。

第16条（制裁金）

- 社員の違反行為の程度により制裁金の賦課を相当とするときは販売倫理委員会がその違反行為を審議し、理事会の決議により300万円以下の範囲で金額を定めて制裁金を課することができる。
2. 制裁金の決議がなされたときは、理事長はその社員および営業主体の代表者に通知する。

第17条（戒告）

- 社員の違反行為の程度が軽度である場合には、販売倫理委員会がその違反行為を審議し、理事会の決議により戒告処分にすることができる。
2. 戒告の決議がなされたときは、理事長はその社員および営業主体の代表者に通知する。

第18条（営業主体に対する制裁）

社員または社員であった者に対して第13条に該当する制裁に至る場合には、その責の態様の程度に応じて、営業主体に対して次のとおり制裁を科すものとする。

- 1) 300万円以下の制裁金
- 2) 戒告

第19条（営業主体に対する制裁金）

- 社員の違反行為の程度により制裁金の賦課を相当とする責が営業主体にも及ぶときは販売倫理委員会がその違反行為を審議し、理事会の決議により300万円以下の範囲で金額を定めて制裁金を課することができる。
2. 営業主体に対する制裁金の決議がなされたときは、理事長は当該営業主体の代表者に通知する。

第20条（営業主体に対する戒告）

社員の違反行為の程度が軽度である責が営業主体にも及ぶときは、販売倫理委員会がその違反行為を審議し、理事会の決議により営業主体に対して戒告処分にすることができる。

2. 営業主体に対する戒告の決議がなされたときは、理事長はその社員および営業主体の代表者に通知する。

第2章 入会金

第21条 (入会金)

本章は本法人定款第12条に基づき入会金について定めるものである。

第22条 (入会金)

新たに入会した社員は、本法人に対し入会金として10万円を支払うものとする。ただし、次の条件に該当する場合には入会金を減免する。

- 1) 同一営業主体の二店舗目の社員登録 5万円
- 2) 同一営業主体の三店舗目からの社員登録 3万円
- 3) 独立した経営主体で正規従業員が3名以内の店舗の社員登録 3万円

第3章 附則

第23条 (規約の改定)

規約の改定は理事会にて決議する。

制定：平成15年 2月 3日
改定：平成19年11月16日
改定：平成21年 4月22日
改定：平成22年 5月17日